

長寿（後期高齢者）医療保険料について

住民課 内線325

平成21年度分の長寿（後期高齢者）医療制度の保険料は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が、平成20年中の所得などに基づく本算定をすすめており、7月に正式な保険料額が決定されます。

保険料の決定額、徴収の方法や開始時期などは7月中旬頃に決定通知書でお知らせします。

なお、年金の額など一定の要件を満たす方に限り、平成19年中の所得などに基づく保険料の仮徴収額を算定し、4月以降の年金から特別徴収（年金から天引き）しています。仮徴収の対象となる方には、「仮徴収額決定通知書」を送付します。

国民健康保険料賦課額通知書の送付について

住民課 内線325～327

平成21年度の国民健康保険料賦課額通知書を6月中旬ごろ、国民健康保険加入世帯の世帯主に送付します。

保険料は、4月から翌年3月までの1年間分を、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。納期限までに納付くださるようお願いいたします。

【特別徴収(年金からの天引き)】

65歳以上75歳未満の方だけの世帯は、特別徴収をしています。

既に仮徴収されている世帯や新たに10月の年金から天引きとなる世帯がありますので、国民健康保険料賦課額通知書をご確認ください。

また、口座振替に変更することができますのでお問い合わせください。

《口座振替をご利用ください》

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。口座のある金融機関の窓口に必要な書類を持参のうえ、手続きをしてください。

申込用紙は町内各金融機関にあります。なお、原則として申し込みされた月の翌月から口座振替できます。

【必要書類】

預金通帳・通帳お届け印・納付書

【取扱金融機関】

みずほ銀行・三井住友銀行・中央三井信託銀行・横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・三島信用金庫・JAかながわ西湘全店舗・ゆうちょ銀行（郵便局）

～ご存知ですか？国民年金付加保険料～

住民課 内線326

平成21年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして付加年金が支給されます。

付加保険料の額は、1か月400円です。対象者は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方で、保険料の免除、納付猶予を受けている方、国民年金基金に加入されている方は対象になりません。

付加年金額は、200円×付加保険料納付月数です。例えば、付加保険料を10年間納めた場合、納付する額は400円×10年（120月）＝48,000円ですが、1年間に受け取る付加年金額は200円×10年（120月）＝24,000円となります。

2年間では48,000円となり、納められた保険料と同額になるため大変お得です。手続きには、年金手帳・認め印を持参し住民課までお越しください。

国民健康保険の加入（脱退）を忘れていませんか？

住民課 内線325～327

次のようなときは、国民健康保険の手続きが必要です。

届け出に必要なものをご確認のうえ、住民課へお越しください。

【国保に加入するとき】

・他の市区町村から転入するとき	他の市区町村の転出証明書
・職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を脱退した証明書
・子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
・生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
・外国人が加入するとき	外国人登録証明書(1年以上の在留資格があることがわかるもの)

【国保を脱退するとき】

・他の市区町村へ転出するとき	保険証
・職場の健康保険に加入したとき	国保と健康保険などの保険証
・死亡したとき	保険証
・生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
・外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書

【その他】

・住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
---------------------	-----

※ご本人以外の方が手続きにお越しになるときは、認印と運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。